

遊休農地(再生利用が可能な農地)に関する農地法の措置の概要

- 農業委員会が、毎年1回、管内の農地について**利用状況を調査**の上、遊休農地の所有者等に対して**利用意向調査**を実施。
- 所有者等が意向表明どおりの取組を行わない場合、農業委員会は、**農地バンクとの協議を勧告**し、最終的に**都道府県知事の裁定**により、農地バンクが利用権を取得できるよう措置。
- **所有者等を確知できない遊休農地**(共有地の場合は、過半の持分を有する者を確知できない場合)については、**公示・裁定**手続で対応。

